

東京都交通局技術力評価型総合評価方式試行要綱

	19交資第1309号
	平成19年12月25日
改正	21交資第2227号
	平成22年3月29日
改正	22交資第1632号
	平成22年12月27日
改正	23交資第226号
	平成23年5月25日
改正	25交資第390号
	平成25年5月17日
改正	25交資第2350号
	平成26年3月24日
改正	27交資第2335号
	平成28年3月30日
改正	29交資第1293号
	平成29年10月20日
改正	29交資第2676号
	平成30年3月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都交通局（以下「交通局」という。）が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工計画等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術力評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一級技術者 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。
- (2) 二級技術者 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (3) その他の技術者 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (4) コリンズ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システムをいう。
- (5) 工事成績評定通知書の総評定点 東京都交通局工事成績評定要綱、東京都工事成績評定要綱及びその他公営企業局の定める工事成績評定要綱に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。

- (6) 基準日 各四半期の初日(4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日)のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事等)

第3条 技術力評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、建築工事にあつては2億2千万円以上、土木工事にあつては1億6千万円以上(一般土木工事は1億円以上、道路舗装工事は8千万円以上とする。)設備工事にあつては1億円以上の工事案件から選定する。ただし、特定調達契約(東京都交通局契約事務規程第79条第5号の「特定調達契約」をいう。)による契約を除くものとする。

- 2 工事を主管する部の長(以下「工事主管部長」という。)は、具体的な試行対象工事を決定し、資産運用部長に通知する。

(試行実施要領)

第4条 工事主管部長は、技術力評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を内容とする試行実施要領を、技術審査委員会が実施する第8条第2項第1号に規定する調査及び審議を経て、資産運用部長と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する試行対象工事の決定に係る方針
- (2) 第14条第3項及び同条第5項に規定する技術点を評価する項目(以下「技術点の評価項目」という。)の選択に係る方針
- (3) 第14条第3項に規定する技術点の評価項目のうち「施工計画に係る所見」に関する審査基準

- 2 試行実施要領を定めようとするときは第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴取しなければならない。

(公表に当たり工事主管部長が定める事項)

第5条 工事主管部長は、技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、資産運用部長と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料についてのヒアリングを実施すること(資料についてのヒアリングを実施する場合)。
- (7) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (8) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。ただし、第11条の規定による資料の提出後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に、配置予定技術者の変更の申し出があった場合で、申し出のあった配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることを確認できたときはこの限りでない。
- (9) 一般競争入札による場合、詳細は入札説明書によること。
- (10) その他必要と認める事項

(入札公告)

第6条 技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条の事項及び次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 技術力評価型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 技術力評価型総合評価方式とした理由

(発注予定工事の事前公表において示す事項)

第7条 技術力評価型総合評価方式を試行しようとする場合の発注予定工事の事前公表においては、第5条に掲げる事項のうち第9号を除いたもの及び次に掲げる事項を公表事項として明示するものとする。

- (1) 技術力評価型総合評価方式の対象工事であること。
- (2) 技術力評価型総合評価方式とした理由

(技術審査委員会)

第8条 工事主管部長は、技術力評価型総合評価方式における試行実施要領の策定及び技術点の評価に当たって、技術審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

2 審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 試行実施要領の策定に当たっての調査及び審議
- (2) 技術点の評価に当たっての審査

3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第9条 試行実施要領及び落札者決定基準を定めようとするとき工事主管部長は、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

(1) 試行実施要領及び落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするとき改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無

2 前項第2号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者(あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が交通局にとって最も有利な者)を決定しようとするときは、学識経験を有する2人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

(技術力評価型総合評価方式における入札方式)

第10条 技術力評価型総合評価方式の入札は、予定価格に応じて、一般競争入札又は指名競争入札によるものとする。

(競争入札参加申込みに当たっての資料の提出)

第11条 当該競争入札の参加資格確認を申込み者又は当該競争入札に参加を希望する者(以下「競争入札参加希望者」という。)は、入札公告又は発注予定工事の事前公表に基づき、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み(以下「競争入札参加申込み」という。)

の提出と併せて、「施工計画評価点」以外の第14条第3項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

(指名選定及び競争入札参加資格の確認等)

第12条 指名競争入札における指名業者の選定に当たっては、東京都交通局工事請負指名競争入札参加者指名基準(平成6年10月25日付6交経第699号。以下「指名基準」という。)により指名すること。ただし、本試行要綱を適用する案件に限っては、指名基準第5及び第8を原則として適用せず、次のとおりとする。

なお、指名基準第7(5)については、(1)により指名を行う際に適用する。

(1) 指名基準第5については、「資産運用部長は、第4の1の定めにかかわらず、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。」と読み替える。

(2) 指名基準第8については、「当該競争入札に参加を希望する者で、この基準による指名が可能な者を指名するものとする。」と読み替える。

2 資産運用部長は、第17条第4項に規定する「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定を行うものとする。

3 競争入札参加資格の確認又は指名業者の選定に当たっては、第17条第4項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満でない者を対象とする。

(競争入札参加者の資料の提出)

第13条 競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者(以下「競争入札参加者」という。)は、入札と併せて、第17条第2項の「施工計画評価点」を示す資料を提出するものとする。

2 資産運用部長は、「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料(以下「全ての技術点に係る資料」という。)を工事主管部長に送付するものとする。

(総合評価の方法)

第14条 技術力評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は、次のとおりとする。

価格点 = (式 × 0.4 + 式 × 0.6) × 0.8

式 (上限は50点とする。)

$$50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・最低入札価格について、基準値を下回る場合は、基準値とする。

() 基準値 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費等 × 30% + 発生材売却費等

・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、50点とする。

式 (上限は50点とする。)

$$50 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

・調査基準値は、調査基準価格を、有効数字3桁として、端数処理したものとする。(4桁目は切り上げる)

3 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表1のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績、女性活躍推進の実績又は都内中小企業との共同企業体結成の有無については、評価項目ごとに実績を有していても合計で1点を上限とする。

また、技術点の上限は50点とする。

なお、技術点は、第5条第8号の規定により、配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加申込み時に申請した配置予定技術者の点数で評価する。

4 「企業の技術力」は、別表1に掲げる8つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。

ただし、第17条第3項第6号及び同条第8条第5号の規定により同種工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。

5 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「環境への配慮実績」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」、「女性活躍推進の実績」、「都内中小企業との共同企業体結成の有無」及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目（以下「選択対象項目」という。）のうち工事主管部長が選択し定める二つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。

6 別表1に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「ISO9001又は14001認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「地域における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「単価契約工事又は緊急施工工事の実績」、「ISO9001又は14001認証取得の有無」及び「地域内における本店又は営業所の所在の有無」とする。

（技術点の評価）

第15条 工事主管部長は、資産運用部長から全ての技術点に係る資料の送付を受けたときは、速やかに審査委員会による技術点の審査を行うものとする。

2 技術点の評価は、工事主管部長が審査委員会の審査に基づいて、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により決定するものとする。

（落札者の決定方法）

第16条 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第14条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前項の評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

（「企業の技術力」の評価方法）

第17条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「施工計画評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「施工計画に係る所見」については、当該発注工事の施工上の課題及び工程管理に着眼して競争入札参加者が提示する技術的所見を評価するものとする。

(2) 「施工計画評価点」は18点満点とし、「施工計画に係る所見」が優れている場合に18点、良い場合に12点、普通の場合に6点、劣る場合に0点とする。

- (3) 工事主管部長は、必要があると認めるときは、「施工計画に係る所見」について、配置予定技術者に対してヒアリングを実施した上で評価することができるものとする。
- 3 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一の工事で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
- (3) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。
- (4) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者としての実績とする。
- (5) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、前号を踏まえた上で構成員いずれかの実績を対象とする。
- (6) 同種工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事を指定しない。
- 4 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表2のとおりとする。
- (2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てを行い小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。
- また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。
- (3) 工事成績評定通知書は、東京都（交通局及び他の公営企業局を含む。以下同じ。）の発注工事のみを対象とする。
- (4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。
- なお、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。
- (5) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。
- 5 「企業の優良工事表彰の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
- (2) 優良工事として表彰された実績は、東京都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事主管局等の長から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。
- (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 6 「技術提案採用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「技術提案採用の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、技術提案型総合評価方式又は契約後VEを適用した工事において技術提案が採

用された実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 前号の適用工事は、東京都の発注工事かつ、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分と当該発注工事とが同一業種であることとする。

(3) 第1号の実績は、単体又は共同企業体の代表者としての実績とする。

(4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、前号を踏まえた上で構成員いずれかの実績を対象とする。

7 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

(2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。

8 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

(2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ、面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(5) 同種工事の指定が困難な建築工事、設備工事の改修工事等の場合は、第1号の同種工事を指定しない。

9 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。

(3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定する。

(4) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(「企業の信頼性・社会性」の評価方法)

第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱、東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱及び他の公営企業局が定める競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止を受けている場合に-5点とする。
 - (2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 3 「地域における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「地域における実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「災害協定締結の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの提出の時点で、東京都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 5 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「単価契約工事又は緊急施行工事の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に、施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 施設維持に係る単価契約工事又は災害時における緊急施行工事は、東京都の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 6 「ISO9001又は14001認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「ISO9001又は14001認証取得の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの提出の時点で、ISO(国際標準化機構)9000シリーズの9001又はISO14000シリーズの14001を認証取得している場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 7 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「地域内における本店又は営業所所在の実績点」は2点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者の「都と契約する本店又は営業所」の所在地が、当該発注工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村の場合(いずれの区市町村も都内に限る。)に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。
- 8 「環境への配慮の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「環境への配慮の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたと

うきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

9 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「障害者雇用の実績点」は1点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第8号に規定する常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者を1名以上雇用している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

(3) 第1号及び前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第7号に規定する短時間労働者のうち第5号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を1名以上雇用している場合1点、それ以外の場合は0点とする。

(4) 第1号、第2号及び前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第7号に規定する短時間労働者のうち次号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を2名以上雇用している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。

(5) 第2号の障害者とは、障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

(6) 第2号から第4号までの加対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

(7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、20時間以上30時間未満である者

に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者

(8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

期間の定めなく雇用されている労働者

一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(9) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

10 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の

間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度又は東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

11 「女性活躍推進の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「女性活躍推進の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞を受賞した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

12 「都内中小企業との共同企業体結成の有無」は、1点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が20%以上である場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

13 前5項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

（資料説明会）

第19条 資料説明会は開催しない。

（その他）

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、工事主管部長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

	評価項目	評価点	満点(点)		業種別の設定			備考	
					建築 工事	土木 工事	設備 工事		
技術点	企業の 技術力	施工計画に係る所見	施工計画評価点	18	18				
		企業の同種工事の実績	企業の実績点	2	19				
		過去の工事成績評定	工事成績評定点	13					
		企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2					
		技術提案の採用実績	技術提案採用の実績点	2					
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9				
		配置予定技術者の同種工事の実績	配置予定技術者の実績点	3					
		配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3					
	企業の信頼性 ・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-5	-5				有る場合に減点
		地域における実績	地域における実績点	2	4				選択対象の評価項目 (このうち二つを選択)
		災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	2					
		単価契約工事又は緊急施工工事の実績	単価契約工事又は緊急施工工事の実績点	2		-		-	
		ISO9001又は14001認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点	2					
		地域内における本店又は営業所所在の有無	地域内における本店又は営業所所在の実績点	2					
		環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	1	1				複数の実績を有する場合でも1点とする。
		雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	1					
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	1					
		女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	1					
		都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1					
技術点の上限: 50点									

凡例： 必須の評価項目、 選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
80点以上 100点以下	13
77.5点以上 80点未満	10
75点以上 77.5点未満	8
70点以上 75点未満	6
65点以上 70点未満	3
0点以上 65点未満	0